

許可番号 02111037800

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏名 有限会社丸武産業
代表取締役 杉下 勝司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 浅井 克之



許可の年月日 令和 4年 1月25日
許可の有効年月日 令和 5年11月27日

複写
厳禁

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鋳さい

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1 外4筆

(2) 保管面積

21.63m²

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

- (4) 保管上限
51.07m³
- (5) 高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 3月 4日	産業廃棄物収集運搬業許可 (新規)
平成11年12月13日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成13年 3月 4日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成17年 7月 4日	産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
平成18年 3月 4日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成18年11月29日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成20年 6月25日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成23年 3月 4日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成28年 3月 7日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成28年11月28日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新) (優良認定)
平成29年12月22日	産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
平成31年 1月15日	産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
令和 4年 1月25日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無